

# つくば市産業振興センター条例

平成20年12月26日

条例第38号

改正 平成25年3月22日条例第10号 平成29年3月24日条例第8号

平成29年12月22日条例第34号 令和元年6月28日条例第5号

(設置)

第1条 つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、教育機関、研究機関、官公庁、金融機関、起業家、投資家等の連携及び交流を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を図り、もって持続可能な地域経済の発展に資するため、つくば市産業振興センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻二丁目5番地1に設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 新規中小企業者 中小企業者のうち、会社にあつては会社設立の日から、個人にあつては事業を開始した日から5年以内のものをいう。

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 新規中小企業者の育成及び支援に関する事業
- (2) 地域産業振興における連携及び交流の促進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条各号に掲げる事業を行うための施設として、センターに次に掲げる施

設を置く。

- (1) 交流スペース
- (2) コワーキングスペース
- (3) セミナールーム
- (4) 会議室
- (5) 事業支援室

2 前項各号に掲げる施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(会議室及び事業支援室を利用することができる者)

第5条 会議室を利用することができる者は、コワーキングスペース又は事業支援室を利用する者とする。

2 事業支援室を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する新規中小企業者とする。

- (1) 長期にわたり継続して事業活動を行うために必要な経営能力を有する者であること。
- (2) 事業支援室の利用を終えた後につくば市内に本店を置く意思を有する者であること。

(利用の許可)

第6条 コワーキングスペース、セミナールーム、会議室及び事業支援室を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置目的に反するとき。
- (3) 建物又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 事業支援室を利用しようとする場合において、事務所以外の用途に利用しよ

うとするとき。

(5) 事業支援室を利用しようとする場合において、市税の滞納があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上適当でないと市長が認めるとき。

3 第1項の許可（月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可に限る。）を受けてコワーキングスペースを利用することができる期間は、コワーキングスペースの利用を開始する日からその日の属する年度の3月までの範囲内の期間とする。

4 第1項の許可（事業支援室の利用の許可に限る。）を受けて事業支援室を利用することができる期間（以下「事業支援室の利用期間」という。）は、事業支援室の利用を開始する日から1年以内とする。

5 市長は、第1項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

（事業支援室の利用期間の延長）

第7条 市長は、事業支援室の利用の許可（次項において準用する前条第1項の許可を含む。）を受けた者（以下「事業支援室の利用者」という。）の申請により、必要があると認めるときは、事業支援室の利用期間を延長することができる。ただし、事業支援室の利用期間は、通算して5年を超えることができない。

2 第5条第2項及び前条（第3項を除く。）の規定は、事業支援室の利用期間の延長について準用する。

3 前項の規定により第5条第2項及び前条（第3項を除く。）の規定を準用する場合においては、第5条第2項中「新規中小企業者」とあるのは「事業支援室の利用者」と、前条第4項中「事業支援室の利用を開始する日」とあるのは「延長前の事業支援室の利用期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

（使用料）

第8条 コワーキングスペース及びセミナールーム（以下「コワーキングスペース等」という。）の利用の許可を受けた者並びに事業支援室の利用者は、市長に使

用料を納入しなければならない。

- 2 コワーキングスペース等及び事業支援室の使用料の額は、別表のとおりとする。
- 3 時間又は日を単位としたコワーキングスペースの利用の許可及びセミナールームの利用の許可を受けた者は、利用の際に使用料を納入しなければならない。
- 4 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者及び事業支援室の利用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納入しなければならない。ただし、当該者が月の途中で利用を開始し、又は終了した場合その他の規則で定める場合における使用料の納入期限は、規則で定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、事業支援室の利用者は、市長の承認を得て、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第8条の2 市長は、つくば市がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を免除することができる。

- 2 市長は、規則で定める新規中小企業者、研究機関、起業家等がコワーキングスペース等を利用する場合は、使用料を2分の1の範囲内で規則で定める割合に減額することができる。
- 3 コワーキングスペース等の使用料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(事業支援室の利用者の負担する費用)

第10条 次に掲げる費用（事業支援室の利用に係るものに限る。）は、事業支援室の利用者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 電話、インターネットその他の電気通信回線の使用料

(3) 廃棄物の処理に要する費用

(4) その他市長が事業支援室の利用者の負担とすることが適当であると認めて規則で定める費用

(目的外利用等の禁止)

第11条 事業支援室の利用者は、事業活動及びこれに付随する業務以外に事業支援室を利用してはならない。

2 事業支援室の利用者は、事業支援室を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の利用者等の遵守事項)

第12条 第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「施設の利用者」という。）及び来館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 危険物を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) その他規則で定める事項

2 事業支援室の利用者は、事業支援室及びその附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(利用の制限等)

第13条 市長は、施設の利用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該利用に係る施設及びその附属設備の利用を制限し、若しくは停止し、又は第6条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第6条第2項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第6条第5項（第7条第2項及び次条第2項において準用する場合を含む。）

の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 会社にあつては、解散したとき。

(5) 個人にあつては、死亡したとき。

(6) 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたとき。

(7) 強制執行を受けたとき。

(8) 月を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又は事業支援室を利用する場合において、使用料を3月分滞納したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、来館者が前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(特別の設備の取付け等)

第14条 事業支援室の利用者は、事業支援室及びその附属設備に特別の設備若しくは機器を取り付け、又は事業支援室の原状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(事業支援室への立入り等)

第15条 市長は、事業支援室及びその附属設備の管理上必要があると認めるときは、臨時に事業支援室に立ち入り、又は関係者に質問をし、若しくは必要な指示をすることができる。

2 前項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 施設の利用者は、その利用を終了したとき又は第13条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに当該利用に係る

施設及びその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 施設の利用者は、当該利用に係る施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第18条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成21年規則第7号で平成21年4月1日から施行)

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(準備行為)

4 事業支援室の利用の許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成29年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

施設名	単位	使用料の額
コワーキングスペース	1時間当たり	300円
	1日当たり	1,500円
	1月当たり	18,000円
セミナールーム	1時間当たり	500円
事業支援室	1月当たり	1平方メートル当たり1,500円に利用する事業支援室の面積を乗じて得た額

備考

- 1 時間を単位としてコワーキングスペースを利用する場合又はセミナールームを利用する場合の1時間未満の端数の時間については、1時間とみなす。
- 2 利用する事業支援室の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げるものとする。
- 3 月を単位としたコワーキングスペースの利用の許可を受けた者又は事業支援室の利用者が月の途中で利用を開始し、又は終了したときは、利用を開始し、又は終了した日の属する月分の使用料は、日割により計算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を



切り捨てるものとする。